

様式第8号(第11条関係)

下水道事業受益者等変更届兼受益者負担金徴収猶予・減免申請書

受付 令和 年 月 日
 決裁 令和 年 月 日

水戸市上下水道事業管理者 様 令和 年 月 日

自宅
携帯 電話番号

自宅
携帯 電話番号

旧受益者 住所

土地
所有者 住所

氏名 _____ 印 _____

自宅
携帯 電話番号

新受益者 住所

氏名 _____ 印 _____

受益者	新住所
	旧住所

水戸市下水道事業受益者負担に関する条例第10条(第11条)第 号に該当 する。
しない。

主管部長	課長	課長補佐	係長	係

水戸市下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第11条第1項(第9条第1項, 第10条第1項, 第11条第2項)の規定により届出(申請)します。

負担区	年度

町名	地番	台帳地目	現況地目	台帳地積㎡	受益地積㎡	変更理由	猶予減免	猶予減免を受ける理由	猶予・減免の調査結果	該当	猶予	減免	公民別	受益者コード	所有者コード	共有
							1猶予 2減免		※	※ 3する 4しない	※	※	※	※	※	
							1猶予 2減免		※	※ 3する 4しない	※	※	※	※	※	
							1猶予 2減免		※	※ 3する 4しない	※	※	※	※	※	
							1猶予 2減免		※	※ 3する 4しない	※	※	※	※	※	
							1猶予 2減免		※	※ 3する 4しない	※	※	※	※	※	

◎裏面の説明をよく読んでから記入してください。 ※印の欄は記入しないでください。

1 受益者の変更

受益者が変わった場合は、次の記入方法により、新受益者及び旧受益者は署名押印(共有地の場合は代表者)をして提出してください。受益者が土地所有者でない場合は土地所有者との連署が必要です。

- (1) 「町名」, 「地番」の欄は、変更の対象となる土地の町名, 地番を記入してください。
- (2) 「現況地目」の欄は、この届の提出日現在の現況による地目を記入してください。
- (3) 「受益地積」の欄は、変更の対象となる土地の地積を記入してください。
- (4) 「変更理由」の欄は、売買, 相続, 譲渡, 地上権, 使用貸借, 賃貸借等を記入してください。
- (5) 「猶予・減免」, 「猶予・減免を受ける理由」の欄は、受益者又は対象となる土地が右の別表(徴収猶予・減免の主な例)に該当する場合、受益者負担金の徴収が猶予されたり、減免されることがありますので記入してください。市は申請事項を調査し、徴収猶予・減免の適否を後日通知します。
- (6) 「共有」の欄は、権利を共有している場合の共有者の人数を記入してください。

2 住所の変更

受益者の住所が変わった場合は、旧受益者の欄と新・旧住所の欄のみを記入してください。

3 納付管理人の選任

受益者が水戸市外にお住まいの場合は、受益者に代わり負担金の納付に関する事項を処理させるために、市内にお住まいの方を納付管理人とすることができます。この場合は、受益者負担金納付管理人届(用紙は下水道管理課にあります)を提出してください。

お問合せ先 水戸市上下水道局 下水道管理課 収納係
電話 029(224)1111 内線 3752又は3751

別表

徴収猶予・減免の主な例

猶予

対象となる受益者	猶予の期間
当該所有し、又は地上権等を有する土地等が農地、山林等(現況が宅地と認められるものを除く。)である受益者	宅地に変更するまでの期間
当該所有し、又は地上権等を有する土地等について係争中の受益者	判決等により当該係争の事由が消滅するまでの期間
災害、盗難その他の事故が生じたことにより負担金を納付することが困難になったと認められる受益者	管理者の認定する期間
生活困窮のため公の扶助を受けている受益者	管理者の認定する期間
その他特に徴収猶予が必要と認められる受益者	管理者の認定する期間

減免

対象となる土地等	減免率
国又は地方公共団体が公用、公共用又は企業用に供している土地	100~25%
下水道事業のため土地、物件、労力又は金銭を提供した受益者	管理者が定める
公共性のある私道で公道に準ずると認められる土地	100%
自治会等が所有する集会所及びこれに類する土地	100%
私立の学校施設(法人)の土地	75%
私立の社会福祉施設(法人)の土地	75%
境内地	50%
墓地、納骨堂の土地	100%
指定された文化財である土地又は文化財である建物その他工作物の敷地	100%
消防団が所有し、又は使用する車両、器具等の格納をしている土地	100%
その他特に減免する必要があると認められた土地	管理者が定める